

令和元年 11 月

関係各位

総務省統計局

**個人企業経済調査の実施に関する広報活動への御協力をお願い**

平素より、総務省の各種統計調査に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

総務省では、毎年6月に、全国約40,000の個人企業（個人経営の事業所）を対象とした「個人企業経済調査」を実施しております。

本調査は、個人企業の1年間の営業収支などの経営実態を明らかにし、所得の推計資料や施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする政府の重要な統計調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。

本調査の趣旨・必要性について御理解いただきますとともに、調査実施の周知及び調査への協力が得られるよう、下記事項について、特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

**<御協力をお願いしたい事項>**

貴団体における個人事業主向けの下記媒体がありましたら、貴団体の負担にならない範囲において、御協力をお願いします。

- ・ 貴団体が発行する機関誌（紙）への記事の掲載
- ・ 貴団体のホームページへのバナー掲載

※広報媒体の掲載に御協力いただける場合は、**別紙**を御覧ください。

事務担当

総務省統計局統計調査部

経済統計課 個人企業経済調査係

電話：03-5273-1168

FAX：03-5273-1498

E-mail：e-kojin@soumu.go.jp

貴団体発行の機関誌（紙）及びホームページにおいて、「個人企業経済調査」に関する記事やバナー等の掲載に御協力いただける場合は、下記「広報用素材について」を御参照いただき、各種電子ファイルを御活用くださいますようお願いいたします。

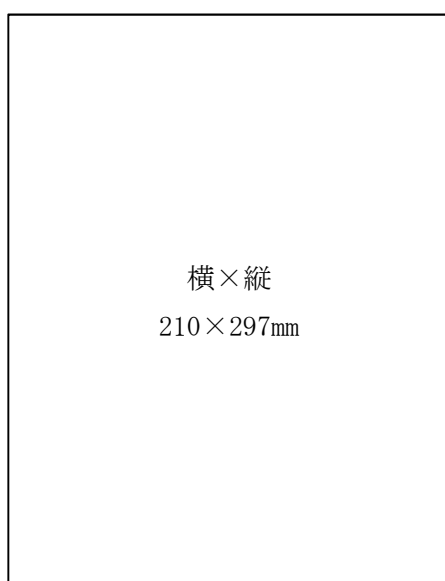
## ■■ 広報用素材について ■■

### 1. 機関誌用原稿（電子ファイルを送付）

機関誌用原稿は、貴団体発行の機関誌の誌面において、御掲載いただくことを目的とした素材（A 4 縦、A 5 横及びA 6 縦の 3 サイズ、モノクロ印刷用、及びカラー印刷用の全 6 種）です。

主に、本調査の重要性（法律に基づいた申告義務のある調査）及び実施時期の周知を目的としており、調査関係書類の郵送時期なども明記しております。

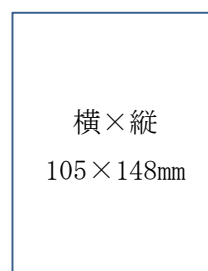
#### ● A 4 縦サイズ



#### ● A 5 横サイズ



#### ● A 6 縦サイズ



## 2. ホームページ用バナー（電子ファイルを送付）

ホームページ用バナーは、貴団体のホームページにおいて、御掲載いただくことを目的とした素材（大小の2種類）です。

バナーのリンク先としては、個人企業経済調査のホームページ（下記URL）を想定しております。なお、当該ページには、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項など、本調査の概要を詳しく掲載しております。

●バナー大（365×180 ピクセル）



●バナー小（200×60 ピクセル）



●個人企業経済調査ホームページURL

ホームページ用バナーのリンク先については、下記URLとしていただくようお願いいたします。

〔リンク先URL〕 <https://www.stat.go.jp/data/kojinke/index.html>

=====  
広報用素材について、御不明な点等がございましたら下記連絡先まで御連絡ください。

（お願い）

貴団体において御協力いただいた内容（機関誌の写し等）について、FAX、メール等でお知らせいただければ幸いです。

<連絡先>

総務省 統計局 統計調査部 経済統計課 個人企業経済調査係

電話：03-5273-1168（直通）

FAX：03-5273-1498

E-mail：[e-kojin@soumu.go.jp](mailto:e-kojin@soumu.go.jp)

# 個人企業経済調査 のお知らせ

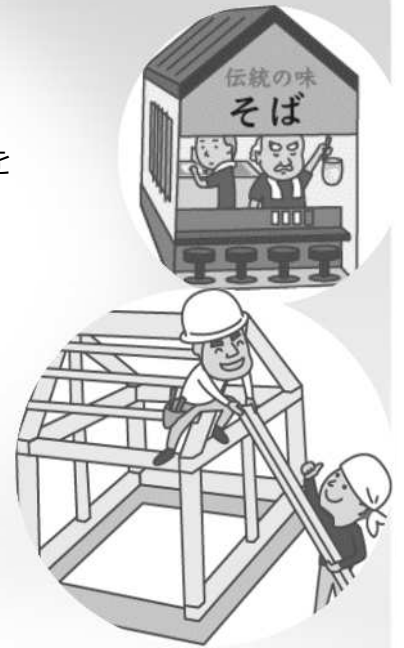
～6月1日現在で個人企業経済調査を実施します～

## 国の重要な統計調査です

- 個人企業経済調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法に基づく報告義務のある統計調査（基幹統計調査）です。
- 全国の個人経営事業所（個人企業）のうち、約40,000事業所を対象に、事業主及び従業員に関する事項、事業経営上の問題点、1年間の営業収支などを調査します。
- 調査項目には、個人企業の皆様が記入する確定申告書と同一の調査項目が一部ありますので、それらの項目は確定申告書への記入内容を調査票に転記することができます。

税理士の皆さまへ

個人事業主様から、本調査についてのお問い合わせがあった際は、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。



## 調査結果は幅広く利用されます

- 個人企業経済調査の結果は、国や地方における中小企業振興のための基礎資料や各種事業・施策の分析資料となるほか、国民経済計算（GDP）の推計にも利用されます。また、この他にも、研究機関、民間企業、報道機関などに幅広く利用されています。

## 個人情報保護は保護されます

- 個人企業経済調査により集められた回答内容は、統計法によって厳重に保護されます。

インターネットからも  
回答できます！



個人企業経済調査の詳細内容はこちら

<https://www.stat.go.jp>

個人企業経済調査

検索



総務省統計局からのお知らせです